

償却資産の申告をお忘れなく

税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

償却資産(事業用資産)には、固定資産税が課税されます。事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有している人は、令和6年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

令和6年1月31日までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人(事業者)はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。

※太陽光発電設備で事業用の設備や10キロワット以上の設備も申告対象です(申告の際は、設置場所も記載してください)。

※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

【主な償却資産の例】

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
- 機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- 船舶…漁船、ボート、貨物船など
- 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、そのほか自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

📅令和6年1月31日(水)

“空き家をお持ちの人”と“移住を検討する人”との橋渡し「空き家バンク制度」

地域づくり課(西有家庁舎) ☎73-6631 Eメール:teijyu@city.minamishimabara.lg.jp

市では、定住促進のため、空き家の有効活用を図る「空き家バンク制度」を実施しています。空き家を売りたい人、貸したい人は「空き家バンク」にぜひ登録ください。

※市は契約交渉などの仲介はできません。

※登録対象物件は、人が住める程度の物件です。

※家財道具はそのままでも結構です。

📄空き家の所有者 📄申込書に必要事項を記入し、提出してください。

空き家バンク制度の概要



市HP

移住検討者向けサイト

Uターン者も対象です。

南島原市 空き家情報 🔍 検索

令和5年度 第3回 南島原市職員採用試験

人事課(西有家庁舎) ☎73-6623

〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール: jinji@city.minamishimabara.lg.jp



市HP

創り出す！南島原の未来！
あなたにしかできないコトがある。

U・Iターン希望者大歓迎！！

【募集要領】

- 受付期間 12月4日(月)~令和6年1月12日(金)
- 試験日 令和6年1月21日(日)

📄試験案内は、市ホームページをご覧ください。なお、人事課および各支所でも交付します。申込書を郵便請求する場合は、「職員採用試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封して人事課へ送付してください。
※令和5年度に実施された第1回・第2回採用試験を受験された人は、受験できません。

【試験職種・採用予定数および受験資格】

- 行政(大卒程度)…若干名
平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人または令和6年3月までに卒業見込みの人
- 社会人経験者(行政)…若干名
昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人で民間企業などにおいて職務経験を5年以上有する人

- 学芸員(埋蔵文化財保護業務)…若干名
昭和63年4月2日以降に生まれた人で、次の要件にすべて該当する人
①博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する人または令和6年3月までに当該資格を取得する見込みの人
②大学または大学院において主として考古学またはこれに準ずる課程を専攻した人

家屋の取り壊し、新築、増築はお知らせください

税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

住宅や倉庫などを取り壊して滅失登記を行った場合は、法務局からの異動通知に基づき、事実確認を行い、税額の修正を行います。しかし、法務局で登記をしていない家屋を取り壊した場合や、滅失登記をしていない場合は、そのまま課税されることがあります。

家屋を取り壊した場合は、税務課または各支所へ届け出をお願いします。

また、家屋の新築や増築の場合もお知らせください。



地籍調査の「標識」管理保全のお願い

地籍調査課(有家庁舎) ☎73-6634



地籍調査により設置された標識(地籍図根三角点、地籍図根多角点など)は、公共測量や登記目的で活用されている大切な基準点です。

工事などで標識を移転などでその効用を害する恐れがある場合は、1カ月前までに「標識移転申請書」を提出してください。また、標識などを損傷した場合は、ただちに「標識損傷届」を提出してください。

- 提出先…地籍調査課